

## 地域づくり助成事業審査委員会設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、地域づくり助成事業実施要綱第6条第3項の規定により、地域づくり助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (審査委員会の事務)

第2条 審査委員会は、申請者から提出された申請書等をもとに、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域社会における必要性
- (2) 実現性
- (3) 公益性又は先駆性・創造性
- (4) 収支計画の妥当性

### (組織)

第3条 委員は、公平な立場にある有識者等の中から、理事長が委嘱する。

- 2 審査委員会は、5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員長は、理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、委員の代理出席は認めないものとする。

### (審査委員会の庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、公益財団法人鹿児島県建設技術センターにおいて処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

### 附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。